

## 第21回熊本地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時等

1 日 時 平成21年11月4日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 池田美菜, 小田幸生, 北岡宏二郎, 工藤勇参, 蔵野信也, 小林正明,  
崎坂誠司, 立石邦子, 中島伸也, 中島 広, 濱名厚英, 布田君代, 松  
本和雄, 山崎広道, 山根隆明 (五十音順)

(列席者) 刑事部総括裁判官, 事務局長, 刑事首席書記官

(庶務) 総務課長 (書記)

### 第2 議事概要

1 開 会

2 熊本地方裁判所長あいさつ

3 意見交換

※ 意見交換に先立ち, 刑事首席書記官が, これまでの地裁委員会で取り上げた裁判員制度の議事概要等について, 刑事部総括裁判官が, 熊本地方裁判所における第1号裁判員裁判の実際の手続の進行等について, 各説明した。

主な意見は次のとおり。

地裁委員: 調査票が提出された段階で辞退が認められた人に対しても, 選任  
手続期日のお知らせを送付するのですか。

裁 判 所: 法規上は送付の対象から除くことにはなっていないのですが, 運  
用上は, 調査票で辞退が認められた人に対しては送付しない扱いと  
なっています。

地裁委員: 今回は事実関係に争いがなかったのでスムーズに進行したと思  
いますが, 裁判の冒頭で, これまで事実関係を争っていなかった被告  
人が, いきなり無実を主張したような場合はどうなるのですか。

裁 判 所: その段階で審理を止めて, 改めて検察官, 弁護人と進行協議をす

ることになると思います。その場合、選任されていた裁判員は、一旦解任されることになると思います。審理のスケジュールを守ることも大切ですが、あくまで、被告人の権利を保護すること、真相を究明することが重要です。

地裁委員： さきの第1号裁判員裁判において、量刑資料は、どの段階で裁判員に提示したのですか。

裁判所： 具体的には言えませんが、一般的には早い時期から提示しても差し支えないとされており、個々の事件で、評議の際の裁判員の量刑への不安等の状況を考慮しながら、裁判官がタイミングを計って提示することになると思います。

地裁委員： 当日の選任手続で、オリエンテーションにかなり多くの時間が割かれているようですが、どのようなことが行われたのですか。

裁判所： 選任手続の流れや、その手続がいつまでかかるかといったこと、旅費請求手続の説明等です。旅費等の請求に必要な書類等を記入してもらうのにも、ある程度時間がかかりました。

地裁委員： 無罪推定などの原則についての説明は行わないのですか。

裁判所： 裁判員等が選任された後、裁判長から裁判員法39条所定の裁判員等の権限や義務の説明を必ず行います。これには5～10分程度かかります。その他、裁判の進行に応じて適宜必要な説明を随時行いました。判決言渡後、裁判員経験者の方が記者会見に臨まれる前には、改めて守秘義務についての説明も行いました。

地裁委員： 量刑の判断に必要な説明は、行われたのですか。

裁判所： 量刑の評議に入る際に行いました。あまりかっちりと説明を行うと、裁判官が先導してしまうことになるので、その点にも留意しながら、雰囲気に応じてグラフを示しながら基本的な説明を行いました。

地裁委員： 判決作成のための時間は、今までと比べてかなり短いように思われますが、かなりきつかったのではないですか。

裁判所： 事実関係に争いのない事件でしたので、問題となるのは量刑の理由だけでした。ただ、量刑の理由については評議の内容を盛り込みますので、それほど負担ではありませんでした。事実関係に争いがある場合は、もう少し時間が必要になると思われます。

裁判所： 裁判員裁判以外の合議事件や、単独事件も処理しながら、3日間かかりきりで裁判員裁判にあたることになりますので、今までのように記録を精査しながら、細かい認定をすることはできなくなります。基本的な審理方法も変わって、検察官の主張が正しいかどうかを、法廷に出てきた証言・証拠で判断することになるでしょう。今後は判決書も大きく変わると思われます。

地裁委員： 法廷では、これまでにはなかったビデオ等を用いたビジュアルな訴訟活動が行われたようですが、効果的な手段として裁判員の判断に影響を与えたのでしょうか。

裁判所： 確かに、今までのような書面の読み上げとは違い、分かりやすかったとの評価を得たようですが、必ずそうしないと裁判員に受け入れられないというわけではないようです。今回、弁護人はそういったビジュアル機器を用いた説明は行いませんでしたが、その主張が裁判員に届かなかったかという点、そうではなかったと思います。要は、形の差で裁判員に判断の差はなく、説明が分かりやすければ判断の中身には影響ないものと思っています。

地裁委員： そもそも、裁判員制度は裁判所と一般の市民との認識に差があったために始まった制度であると理解していますが、たとえば制度を実施したデータを集積し、裁判員裁判以外の裁判にもフィードバックされるのですか。そのような制度を効果的に活かしていく仕組み

はあるのでしょうか。

裁判所： 裁判員法の附則により、3年間経過した時点で、制度の検討を行うことになっており、その時点で様々な検討が加えられると思います。また、個々の裁判官が、裁判員裁判を通じて一般の市民の考え方に触れ、素養を高めることにはなると思います。量刑については、裁判員が加わった裁判のデータが蓄積されることになり、今後の裁判において資料のひとつとして提供されると思います。

裁判所： 現在でも、裁判員に対するアンケートを実施しています。また、裁判員裁判もそれ以外の裁判も同じ裁判官がやっていますので、良い方向へ変化があると期待しています。

地裁委員： 印象としては、裁判員裁判では量刑が重くなりがちではないかと思いますが、国民感情として、「目には目を」的な発想があるのではないのでしょうか。裁判員裁判で蓄積された量刑についてのデータは、検察官の求刑にも影響するのですか。

裁判所： 法曹三者による運用の検証が行われており、反省点を出し合いながら制度のあるべき姿を模索しているところです。裁判員裁判にも活用される量刑検索システムは、弁護人も、検察官も見ることができますので、検察官が求刑の参考にすることもできると思われます。

地裁委員： そもそも、国民と裁判所との認識の乖離は、量刑の乖離だっと思っていますが、どうでしょうか。

裁判所： 従前の量刑との比較に限らず、今までより軽い刑が適当だと思うのであればその意見を述べてもらいます。ですから、従前に比べて軽くも重くもなる可能性があると考えています。

地裁委員： 検察官の求刑については、10年前と比較すると、確かに量刑が上がっているとの認識はあります。裁判員裁判だと量刑が上がるのか、裁判員が関与しない裁判では逆に軽くなるのか、データの集積

を待たないとわかりません。

地裁委員： 裁判員経験者に対するインタビューで、人に判決を言い渡すことが精神的な負担となると答えていた人がいたように思いますが、今後、死刑が求刑された事件等で、裁判員に対する負担が大きくなることが予想されます。どのようにして受け止めていくつもりですか。また、裁判官は3日間裁判員裁判に忙殺されることになりませんが、色々な事件をさばききれれるのですか。複雑な事件になったら、どうですか。

裁判所： 実際に、今回の裁判でも、裁判員のみなさんは刑を決める重みを相当強く感じているようでした。精神的につらい判断をする時、どのようになるか予測はつきませんが、プロとして支えていきたいと思っていますし、一緒に9人でやっていくという姿勢を示したいと思っています。ただし、そういった重い刑が予想されるような事件に裁判員を関与させて判断するのが良いのかどうかは、今後議論されると思います。裁判官が他の事件もさばききれれるのかといった点については、今のような態勢であれば、やっていけると考えています。

地裁委員： 今回のように午前中に選任手続を行うと、半日が無駄になってしまわないでしょうか。前日に選任手続を行い、翌日から審理に入る方が良いのではないですか。

裁判所： そうなると、終わりがどうなるか問題です。遠方から来る人は前泊の必要がありますので、3日間の日程のトータルで判断することになると思います。また、一方で、被告人の身柄の拘束時間の点でも考慮する必要があります。

地裁委員： 国民の理解と協力を得るためには、裁判員経験者の生の声を聞く機会が必要と思いますが、今のところ、リアルタイムで生に近い声を反映させる手段は報道しかないと思います。今回、記者会見に応

じなかった裁判員経験者もいたようですが、どうしてですか。

裁判所： 社会貢献の趣旨と今後への影響を話して、かなり説得しましたが、多くの方が記者会見に対しては消極的でした。あまりに多数のマスコミが集まっていたことに、躊躇したものとも思われます。

地裁委員： 今回130人を選定し、39人が出頭したとのことですが、これからもこのくらいの数で推移する予定ですか。

裁判所： 数に関しては、かなり予測が難しいのですが、最終的には選任手続に30人くらいが来てもらえれば運営できると考えています。3日間のスケジュールを空けて来てもらうわけですので、その負担も考え、初めは少し多めに、そして徐々に適正な数に減らすことも考えています。

地裁委員： 性犯罪についても裁判員裁判の対象となっており、被害者のプライバシー保護の面で、どこまで配慮がなされるか不安との声をよく耳にします。個人の特定がなされないよう、たとえば調書は要旨のみ読み上げるようにするなどできませんか。

裁判所： どこまで明らかにするかといった問題はありますが、選任手続において不公平な判断をするおそれのある人を排除するため、おおまかな事件の概要についての情報提供は必要になります。しかし、年齢、居住地域などを大まかに情報提供するなど、被害者が特定されないよう配慮します。また、証拠調べの方法については、調書の作成段階でも配慮がされるようになっており、全文を朗読する方法についても検討が加えられています。

地裁委員： 被害者の意識として知人には決して知られたくないとの思いがあります。田舎では特に、ささいな情報でも本人を特定することに繋がりがねません。

裁判所： 裁判員制度ができたことで、むしろ被害者を秘匿する制度が確立

されました。制度の中で被害者のプライバシー保護がどのくらいできるかについては限界があることから、立法上の解決を含め検討がなされています。なお、選任手続の中で、被害者が裁判員候補者を「知っている」という理由のみでその候補者を排除できるかについては、検討を行っています。

4 次回のテーマ

次回までに検討する。

5 次回開催期日

平成22年6月2日（水）午後1時30分